



産後ケア事業 ご案内

出産後、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方がわからない、出産と育児で体が疲れてしまって体調不良が続いている・・・など。
出産後に、育児等の支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施しています。

ショートステイ (宿泊型)

医療機関に宿泊し、助産師等の専門のスタッフから産後ケアを受けられます。上限7日間

アウトリーチ (訪問型)

助産師が自宅を訪問し、産後ケアを受けられます。
1日2時間 (上限7日間)

産後ケア 内容

助産師等の専門スタッフから、からだどころ、育児のサポートを受けることができます。

からだサポート

- ・ 体調管理
- ・ 栄養管理
- ・ おっぱい相談

こころサポート

- ・ 育児相談
- ・ こころの休養

育児サポート

- ・ 沐浴方法
- ・ 授乳方法



お問合せ・お申込み

こども家庭センター
「ここいく」

〒759-4192 長門市東深川1339番地2
子育て支援課

TEL 0837-27-0077・0837-23-1225

対象者

長門市に住民票がある、産後ケアを必要とする下記

- ・ 出産後1年未満の母子
- ・ 1年以内に流産等を経験した人
- ・ 1歳未満の子を養育する養親及び里親

(ショートステイ型)

- ・ 両親が高齢・遠方で産後のお手伝いが頼めない
- ・ 十分な休養が必要

(訪問型)

- ・ 自宅で、ケアを受けたい
- ・ 自分の家にあった育児方法（沐浴や授乳）を学びたい

感染症に罹患していたり、入院治療が必要な場合は対象外となります。



利用者負担額

令和8年度から利用者負担が **無料** となりました。

※ミルクやおむつ代のほか、実費が必要になった場合は自己負担となります。

サービスの流れ

相談・申請

利用希望の場合、子育て支援課または、各支所に利用申請を提出します。

訪問

こども家庭センターの職員が自宅を訪問し、意向や生活状況等についてお話を伺います。

対象要件
確認

サポートプラン
作成

生活状況等を踏まえ、課題解決に向け、こども家庭センターの職員が利用者と一緒に考えサポートプランを作成します。

審査・決定

市で審査を行い、利用が決定した場合は、申請者とサービス提供事業者へ決定通知書を送ります。

不承認

サービス開始

ショートステイ型の場合は、申請者が医療機関に出向き、訪問型の場合はサービス提供事業者が自宅を訪問し、サポートプランに基づき支援を行います。利用者負担がある場合は、直接サービス提供者へ支払ってください。

モニタリング

こども家庭センターの職員が定期的に訪問し、お話をお伺いします。

